

議案第13号

専決処分につき承認を求めることについて

平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求める。

平成21年11月25日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

専決第1号

専 決 処 分 書

平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

平成21年3月31日

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目 片 信

平成20年度 滋賀県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

専決第 1 号

平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

平成20年度 滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条 地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰越して使用することのできる経費は「第1表 繰越明許費」による。

平成21年3月31日 専決

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 目片 信

第1表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	電算システム関係経費	50,000

平成20年度滋賀県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の繰越明許費について支出状況等に関する調書

(単位:千円)

番号	科目			事業名	予算額	支出 (見込)額	残 額	翌年度繰越額	不用額	繰 越 理 由
	款	項	目							
1	総務費	総務管理費	一般管理費	電算システム関係経費	152,731	102,731	50,000	50,000	-	関係機関との協議に時日を要したため
合 計					152,731	102,731	50,000	50,000	-	